

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 団体

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金165,000円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年1月23日

(2) 事故発生場所

倉吉市巖城地内

(3) 事故の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、運転操作を誤り、和解の相手方が管理する建物のシャッターレール及び蛍光灯カバーに衝突し、同シャッターレール及び同蛍光灯カバーを破損させたものである。